

11月は「ちば国保月間」です！

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように助け合う制度です。皆さんの健康を守るための大切な制度である「国民健康保険」へのご理解と、大切な財源である「国民健康保険税」の納期内納付をお願いします。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は年々増加傾向にあり、このまま医療費が増え続ければ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。まずは、医療費に関心を持ち、適切な受診にご協力ください。

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術

保険診療の「対象となる場合」と「対象とならない場合」があります。施術を受ける時は、負傷原因を正確に伝え、国民健康保険が適用できるか正しく理解した上で、施術を受けましょう。

◆対象となる場合

○外傷性が明らかな骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷
なお、骨折および脱臼については、緊急の手当ての場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

◆対象とならない場合

○日常生活からくる単なる肩こり・疲労・筋肉疲労・筋肉痛・腰痛・体調不良
○捻挫や打撲が治った後のマッサージ代わりの利用
○病气（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛みやこり
○症状の改善が見られない長期の施術

○医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）
○仕事中や通勤途中に起きた負傷（労災保険適用が原則）

◆施術を受けるときの注意点

○負傷原因を正しく伝えましょう。
○柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認し、

必ず自分で記入しましょう。

○領収書を必ずもらいましょう。
○治療が長引く場合は医師の診断を受けましょう。

負傷原因等の受診照会にご協力ください

市では、医療費の適正化を図るため、対象の方に負傷原因等の受診照会を行っています。日頃から受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合はご自身で記入の上、回答にご協力をお願いします。

なお、受診照会は専門業者に委託して実施しています。

◆委託先 株式会社オークス



問合せ

国保年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

不法投棄から私有地を守りましょう

例年、年末年始から年度末の引っ越しシーズンにかけて、粗大ごみ等の不法投棄が増加する傾向があります。あなたの土地の管理は大丈夫ですか？不法投棄の多くは、人通りの少ない場所や監視の行き届かない場所を狙って発生しています。私有地に不法投棄され、捨てた人が見つからない場合、土地の所有者または管理者が処理することになりますので、不法投棄をされないよう、日頃から適正な土地の管理をしましょう。

不法投棄を防ぐには、

- ・日頃から見回りをする
- ・空き地の雑草等の除去を行い、廃棄物を隠す場所をなくす
- ・柵等を設置し、不法侵入を防ぐ

問合せ（不法投棄の通報先） 産廃残土県民ダイヤル（産廃110番） ☎043(223)3801
環境保全課（6階） ☎(20)1504 FAX(20)1604